

な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

第2条 [略]

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日

第2条 [略]

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期

から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講じるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第8条第1項（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第12条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）第4条に規定する職（医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定

限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第11条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に

特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び次条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき

(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。))が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員の任用)

第10条 任命権者は、前条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかを定めるに当たっては、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。

以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。
(定年に関する経過措置)
- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるさいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年さいたま市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員以外の職員に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の日を経過することとな

第6条 [略]

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

った職員（以下この項において「末日経過職員」
という。）を除く。）にあつては当該職員が採用
された日から同日の属する年度の末日までの期間、
末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が
属する年度（当該日が年度の初日である場合は、
当該年度の前年度））において、当該職員に対し、
当該職員が年齢60年に達する日以後に適用され
る任用及び給与に関する措置の内容その他の必要
な情報を提供するものとするとともに、同日の翌
日以後における勤務の意思を確認するよう努める
ものとする。

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 <u>給与条例第3条から第4条の2まで</u> 、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条、第19条、第20条第2項、第21条及び第30条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	第9条 <u>給与条例第3条、第4条</u> 、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条、第19条、第20条第2項、第21条及び第30条の規定は、特定任期付職員には適用しない。
2 [略]	2 [略]
第10条 [略]	第10条 [略]
2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは「 <u>定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員</u> （さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは「 <u>定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員</u> 」とする。	2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「 <u>又は再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは「 <u>、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員</u> （さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「 <u>又は再任用短時間勤務職員</u> 」とあるのは「 <u>、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員</u> 」とする。

(公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p><u>(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定により延長されたものを含む。第11条第5号において同じ。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(法第10条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(法第10条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により</p>

<p>任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>定年条例第4条第1項</u>の規定により<u>引き続き勤務</u>させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年条例第9条</u>の規定により異動期間を延長された<u>定年条例第6条</u>に規定する職を占める職員</p> <p>(6) [略]</p>	<p>任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市職員の定年等に関する条例第4条第1項</u>の規定により<u>引き続いて勤務</u>させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) [略]</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p>

<p>(4) <u>さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定により延長されたものを含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(6) [略]</p>	<p>(4) <u>さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) [略]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>

（さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の<u>手続及び効果並びに失職の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、<u>休職又は降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>第2条第2項の規定は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）附則第32項、さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）附則第2項、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）附則第24項及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）附則第2項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び<u>休職</u>の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職及び<u>休職</u>の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は<u>休職</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p>

(さいたま市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 さいたま市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）第3条第2項に規定する時間額（地域手当に相当する額を除く。））の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。<u>この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）第3条第2項に規定する時間額（地域手当に相当する額を除く。））の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。</p>

(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第8条 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、臨時的任用に係る職員の年次有給休暇の日数については、当該職員の任用期間を考慮し、規則で定める。

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、臨時的任用に係る職員の年次有給休暇の日数については、当該職員の任用期間を考慮し、規則で定める。

<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p><u>（さいたま市職員の給与に関する条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p>8 <u>さいたま市職員の給与に関する条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項（第16条の2第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「第23条」とあるのは、「附則第34項」とする。</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第9条 さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定により延長されたものを含む。第10条第3号において同じ。）を延長された定年条例第6条</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p>

に規定する職を占める職員

(4) [略]

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員勤務時間条例第8条第1項又は教職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

附 則

1～7 [略]

(3) [略]

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) さいたま市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員勤務時間条例第8条第1項又は教職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

附 則

1～7 [略]

(職員給与条例附則第32項等の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え等)

8 育児短時間勤務をしている職員に対する職員給与条例附則第32項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額にさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤

務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

9 育児短時間勤務をしている職員に対する教職員給与条例附則第23項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に教職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「が同項」とあるのは「が附則第19項」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

10 前2項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

11 短時間勤務職員に対する教職員給与条例附則第23項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に教職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「が同項」とあるのは「が附則第19項」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

12 職員給与条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第34項」とする。

13 教職員給与条例附則第23項の規定により給与が減じられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「教職員給与条例附則第25項」とする。

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。	3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。 <u>ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u>
4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則 <u>で定めるところ</u> により決定する。	4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則 <u>の定めるところ</u> により決定する。 <u>ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</u>
5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて行うものとする。	5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて行うものとする。
6 [略]	6 [略]
7 第5項の規定により職員（第9項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以	7 第5項の規定により職員（第9項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以

上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 [略]

9 55歳を超える職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

10~12 [略]

13 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)

上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

8 [略]

9 55歳を超える職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

10~12 [略]

13 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児短時間勤務職員等の給料月額についてはその額に算出率を乗じて得た額とする。

第4条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第13項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又

)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号

は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号

に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 [略]

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、

に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 [略]

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含

第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

6 [略]

（期末手当）

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100を乗

む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

6 [略]

（期末手当）

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条まで及び附則第32項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の

じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2~6 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の

100を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第32項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2~6 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の

各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

（寒冷地手当）

第31条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第33条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額に当該職員の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額

(2) [略]

4・5 [略]

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第32条 第4条第3項から第12項まで（第6項を除く。）、第9条から第11条まで、第12条第4項、第13条、第14条及び第31条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～31 [略]

（特定日以後の職員の給料月額等の特例）

32 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第34項において「特定日」という。）以後、当

各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在、附則第32項第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

（寒冷地手当）

第31条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第33条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額

(2) [略]

4・5 [略]

（再任用職員についての適用除外）

第32条 第9条から第11条まで、第13条、第14条及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～31 [略]

（55歳を超える職員の給料月額等の特例）

32 平成30年3月31日までの間、職員（行政職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、

該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第7項から第9項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、当該額に算出率を乗じて得た額とする。

その職務の級が5級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの又は消防職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6级以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第34項及び第35項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第34項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合

を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される
期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて
得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において
当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに
対する地域手当の月額合計額（第30条第4
項において準用する第27条第5項の規定の適
用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当
該合計額と同項に規定する100分の20を超
えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た
額を加算した額。附則第35項において「勤勉
手当減額対象額」という。）に、当該特定職員
に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前
段に規定する割合を乗じて得た額に100分の
1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場
合にあつては、それぞれその基準日現在におい
て当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎
額及びこれに対する地域手当の月額合計額（
同条第4項において準用する第27条第5項の
規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計
額に、当該合計額と同項に規定する100分の
20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗
じて得た額を加算した額。附則第35項におい
て「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該
特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条
第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第33条第1項から第4項まで又は第6項の
規定により支給される給与 当該特定職員に適
用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

ア 第33条第1項 前各号に定める額

イ 第33条第2項又は第3項 第1号から第
3号までに定める額に100分の80を乗じ
て得た額

ウ 第33条第4項 第1号及び第2号に定め
る額に、同項の規定により当該特定職員に支
給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第33条第6項 第3号に定める額に10
0分の80を乗じて得た額

33 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しな
い。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により
任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 医療施設等において医療業務に従事する医師
及び歯科医師
- (3) さいたま市職員の定年等に関する条例第9条
第1項又は第2項の規定により同条第1項に規

33 前項に規定するもののほか、特定職員以外の
者が月の初日以外の日に特定職員となった場合
における同項の減ずる額の計算その他同項の規定
の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) さいたま市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3.4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第36項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第32項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

3.5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3.6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第32項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第34項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

3.7 附則第34項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第32項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところ

3.4 附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

3.5 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定管理職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

により、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 附則第32項から前項までに定めるもののほか、附則第32項の規定による給料月額、附則第34項の規定による給料その他附則第32項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,900	232,300	268,800	304,900	351,000	393,100	446,000	504,200
	2	143,100	234,100	270,900	307,000	353,500	395,700	448,900	507,000
	3	144,200	235,800	272,900	309,000	356,000	398,300	451,700	509,900
	4	145,300	237,600	275,000	311,100	358,500	400,900	454,600	512,800
	5	146,400	239,300	277,000	313,100	360,900	403,400	457,400	515,700
	6	147,700	241,000	279,000	315,100	363,400	405,900	460,300	518,400
	7	149,000	242,700	281,000	317,100	365,800	408,400	463,100	521,100
	8	150,300	244,400	283,000	319,100	368,200	410,900	466,000	523,800
	9	151,600	246,000	284,900	321,100	370,600	413,300	468,800	526,500
	10	153,400	247,700	286,900	323,100	373,000	415,800	471,600	529,000
	11	155,100	249,400	288,800	325,100	375,400	418,300	474,400	531,400
	12	156,900	251,100	290,800	327,100	377,800	420,800	477,200	533,800
	13	158,600	252,800	292,700	329,000	380,200	423,200	479,900	536,200
	14	160,400	254,500	294,700	331,000	382,600	425,600	482,400	538,200
	15	162,100	256,200	296,600	332,900	385,000	428,000	484,900	540,200
	16	163,900	257,900	298,600	334,800	387,400	430,400	487,400	542,200
	17	165,700	259,600	300,500	336,700	389,700	432,700	489,900	544,100
	18	167,500	261,300	302,500	338,600	392,000	435,000	492,100	545,800
	19	169,300	263,000	304,400	340,500	394,200	437,300	494,300	547,500
	20	171,100	264,700	306,400	342,400	396,400	439,600	496,500	549,200
	21	172,800	266,400	308,300	344,200	398,600	441,900	498,700	550,800
	22	174,600	268,100	310,300	346,100	400,800	443,600	500,300	552,200
	23	176,400	269,800	312,200	347,900	402,900	445,300	501,800	553,600
	24	178,200	271,500	314,100	349,800	405,100	447,000	503,400	555,000
	25	179,900	273,200	316,000	351,600	407,200	448,700	504,900	556,300
	26	181,700	274,900	318,000	353,400	409,100	450,300	506,200	
	27	183,500	276,600	319,900	355,200	411,000	451,900	507,400	
	28	185,300	278,300	321,800	357,000	412,900	453,500	508,600	
	29	187,100	280,000	323,700	358,800	414,800	455,000	509,800	
	30	188,900	281,700	325,600	360,600	416,300	456,500	510,700	
	31	190,700	283,400	327,500	362,300	417,800	458,000	511,600	
	32	192,500	285,100	329,400	364,100	419,300	459,500	512,500	
	33	194,300	286,800	331,300	365,800	420,800	461,000	513,300	
	34	196,200	288,500	333,200	367,500	422,100	462,400	514,100	
	35	198,000	290,200	335,000	369,200	423,400	463,700	514,800	
	36	199,800	291,900	336,900	370,900	424,700	465,000	515,600	
	37	201,600	293,500	338,700	372,500	426,000	466,300	516,300	
	38	203,500	295,200	340,600	374,100	427,300	467,500		
	39	205,300	296,900	342,400	375,700	428,500	468,700		
	40	207,200	298,600	344,300	377,300	429,800	469,900		
	41	209,000	300,200	346,100	378,800	431,000	471,000		
	42	210,900	301,800	347,700	380,400	431,900	472,000		
	43	212,800	303,300	349,200	381,900	432,700	473,000		
	44	214,700	304,900	350,700	383,500	433,500	474,000		
45	216,600	306,400	352,200	385,000	434,300	474,900			

46	218,600	307,900	353,800	386,300	435,100	475,600
47	220,500	309,400	355,300	387,600	435,800	476,300
48	222,400	310,900	356,800	388,900	436,600	477,000
49	224,300	312,300	358,300	390,200	437,300	477,700
50	226,300	313,700	359,700	391,400	438,000	478,400
51	228,200	315,100	361,000	392,600	438,600	479,000
52	230,200	316,500	362,400	393,800	439,200	479,700
53	232,100	317,800	363,700	394,900	439,800	480,300
54	234,000	319,200	364,900	395,700	440,400	481,000
55	235,900	320,500	366,100	396,500	440,900	481,600
56	237,800	321,900	367,300	397,300	441,500	482,200
57	239,700	323,200	368,500	398,000	442,000	482,800
58	241,700	324,600	369,600	398,700	442,600	
59	243,500	325,900	370,600	399,400	443,100	
60	245,300	327,300	371,700	400,100	443,600	
61	246,800	328,600	372,700	400,800	444,100	
62	248,600	329,600	373,700	401,500	444,600	
63	250,400	330,600	374,600	402,100	445,100	
64	252,200	331,600	375,600	402,800	445,600	
65	254,000	332,500	376,500	403,400	446,000	
66	255,800	333,400	377,400	404,000	446,500	
67	257,500	334,200	378,300	404,600	446,900	
68	259,200	335,100	379,200	405,200	447,400	
69	260,900	335,900	380,000	405,800	447,800	
70	262,500	336,700	380,800	406,200	448,200	
71	264,100	337,500	381,600	406,500	448,600	
72	265,700	338,300	382,400	406,900	449,000	
73	267,300	339,100	383,200	407,200	449,400	
74	268,500	339,900	384,000	407,600	449,800	
75	269,600	340,700	384,700	407,900	450,200	
76	270,800	341,500	385,500	408,300	450,600	
77	271,900	342,200	386,200	408,600	450,900	
78	272,900	343,000	386,900	409,000		
79	273,900	343,800	387,500	409,300		
80	274,900	344,600	388,100	409,700		
81	275,800	345,300	388,700	410,000		
82	276,600	345,900	389,300	410,400		
83	277,400	346,400	389,900	410,700		
84	278,200	346,900	390,500	411,000		
85	279,000	347,400	391,000	411,300		
86	279,500	347,900	391,500	411,600		
87	279,900	348,400	392,000	411,900		
88	280,300	348,900	392,500	412,200		
89	280,700	349,400	393,000	412,500		
90		349,900	393,500			
91		350,400	394,000			
92		350,900	394,500			
93		351,400	394,900			
94		351,900	395,400			
95		352,400	395,800			
96		352,900	396,200			

	97		353,300	396,600					
	98		353,800	397,000					
	99		354,200	397,400					
	100		354,700	397,800					
	101		355,100	398,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		214,000	242,100	265,000	288,100	304,200	325,100	359,000	407,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	603,400
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	604,400
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	611,400
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	612,400
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	613,400
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	614,400
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	615,400
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	616,400
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	617,400
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	618,400
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	619,400
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	620,400
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	621,400
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	622,400
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	623,400
	43	373,900	439,700	493,700	551,000	624,400
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	625,400
45	376,200	443,300	497,100	553,500	626,400	

46	377,600	445,100	498,800	554,500	627,400
47	379,100	446,900	500,600	555,500	628,400
48	380,600	448,600	502,400	556,500	629,400
49	381,700	450,400	504,000	557,500	630,400
50	382,700	452,100	505,300	558,400	631,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	632,400
52	384,500	455,700	507,900	560,200	633,400
53	385,400	457,600	508,900	561,000	634,400
54	386,300	458,800	510,200	561,900	635,400
55	387,000	460,000	511,500	562,800	636,400
56	387,900	461,200	512,800	563,700	637,400
57	388,600	462,400	513,800	564,600	638,400
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700	576,100	
71		472,700	525,600	577,000	
72		473,400	526,500	577,900	
73		473,800	527,300	578,800	
74		474,400	528,200	579,700	
75		475,100	529,100	580,600	
76		475,800	529,800	581,500	
77		476,200	530,600	582,400	
78		476,800	531,500	583,300	
79		477,400	532,400	584,200	
80		477,900	533,300	585,100	
81		478,500	534,100	586,000	
82		479,000	535,000	586,900	
83		479,500	535,900	587,800	
84		480,000	536,800	588,700	
85		480,400	537,600	589,600	
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000	542,000		
91		483,600	542,900		
92		484,000	543,800		
93		484,500	544,600		
94		485,100	545,500		
95		485,700	546,400		
96		486,300	547,300		

	97		486,800	548,100		
	98			549,000		
	99			549,900		
	100			550,800		
	101			551,600		
	102			552,500		
	103			553,400		
	104			554,300		
	105			555,100		
	106			556,000		
	107			556,900		
	108			557,800		
	109			558,600		
	110			559,500		
	111			560,400		
	112			561,300		
	113			562,100		
	114			563,000		
	115			563,900		
	116			564,800		
	117			565,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		295,700	338,500	393,000	465,400	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	154,700	180,000	278,600	325,300	371,300	437,800
	2	156,400	181,600	280,700	327,500	373,900	440,300
	3	158,000	183,200	282,700	329,700	376,400	442,800
	4	159,600	184,800	284,800	331,900	379,000	445,300
	5	161,200	186,300	286,800	334,000	381,500	447,700
	6	162,800	187,800	288,900	336,100	384,100	450,200
	7	164,400	189,300	291,000	338,200	386,600	452,700
	8	166,000	190,800	293,100	340,300	389,200	455,200
	9	167,500	192,300	295,100	342,400	391,700	457,700
	10	169,100	193,900	297,200	344,400	394,200	460,200
	11	170,600	195,500	299,300	346,300	396,700	462,700
	12	172,200	197,100	301,400	348,300	399,200	465,200
	13	173,800	198,700	303,400	350,200	401,600	467,600
	14	175,400	200,700	305,500	352,300	403,800	469,000
	15	176,900	202,600	307,500	354,300	406,000	470,300
	16	178,500	204,600	309,600	356,300	408,200	471,700
	17	180,000	206,500	311,600	358,300	410,300	473,000
	18	181,600	208,500	313,700	360,300	412,300	474,400
	19	183,100	210,400	315,700	362,300	414,200	475,800
	20	184,700	212,400	317,800	364,300	416,200	477,200
	21	186,200	214,300	319,800	366,300	418,100	478,600
	22	187,800	216,200	321,800	368,300	419,700	480,000
	23	189,400	218,000	323,700	370,300	421,300	481,300
	24	191,000	219,900	325,700	372,300	422,900	482,700
	25	192,500	221,700	327,600	374,300	424,500	484,000
	26	194,100	223,600	329,500	376,200	425,800	485,400
	27	195,700	225,400	331,400	378,100	427,000	486,700
	28	197,300	227,300	333,300	380,000	428,200	488,100
	29	198,900	229,100	335,200	381,900	429,400	489,400
	30	200,500	230,900	337,100	383,900	430,700	490,700
	31	202,100	232,600	338,900	385,900	431,900	491,900
	32	203,700	234,400	340,700	387,900	433,100	493,100
	33	205,300	236,100	342,500	389,800	434,300	494,300
	34	207,000	238,000	344,300	391,800	435,600	495,300
	35	208,600	239,800	346,100	393,700	436,900	496,200
	36	210,300	241,600	347,900	395,600	438,200	497,200
	37	211,900	243,400	349,700	397,500	439,500	498,100
	38	213,600	245,200	351,300	399,400	440,300	
	39	215,200	247,000	352,900	401,300	441,000	
	40	216,900	248,800	354,500	403,200	441,700	
	41	218,500	250,600	356,100	405,100	442,400	
	42	220,200	252,200	357,600	406,900	443,200	
	43	221,900	253,800	359,000	408,700	444,000	
	44	223,600	255,400	360,500	410,500	444,800	
	45	225,200	257,000	361,900	412,300	445,600	
	46	227,000	258,700	363,200	413,900	446,300	
47	228,800	260,300	364,500	415,500	447,000		

48	230,600	262,000	365,800	417,100	447,700
49	232,400	263,600	367,000	418,700	448,300
50	234,100	265,200	368,300	420,100	449,000
51	235,800	266,700	369,500	421,500	449,600
52	237,500	268,300	370,800	422,900	450,200
53	239,200	269,800	372,000	424,200	450,800
54	240,900	271,400	373,100	425,300	
55	242,500	273,000	374,100	426,400	
56	244,200	274,600	375,100	427,500	
57	245,800	276,200	376,100	428,600	
58	247,400	278,000	377,100	429,500	
59	248,900	279,700	378,000	430,400	
60	250,400	281,400	379,000	431,300	
61	251,600	283,100	379,900	432,100	
62	253,100	284,800	380,800	433,000	
63	254,500	286,400	381,600	433,900	
64	255,900	288,100	382,500	434,800	
65	257,300	289,700	383,300	435,600	
66	258,700	291,400	384,100	436,300	
67	260,000	293,100	384,900	437,000	
68	261,300	294,800	385,700	437,700	
69	262,600	296,500	386,400	438,300	
70	264,000	298,200	387,100		
71	265,300	299,900	387,800		
72	266,600	301,600	388,500		
73	267,900	303,300	389,200		
74	269,200	305,000	390,000		
75	270,400	306,700	390,700		
76	271,700	308,400	391,400		
77	272,900	310,000	392,100		
78	274,200	311,500	392,800		
79	275,500	313,000	393,500		
80	276,800	314,500	394,200		
81	278,000	315,900	394,900		
82	279,100	317,400	395,600		
83	280,200	318,900	396,200		
84	281,300	320,400	396,900		
85	282,400	321,900	397,500		
86	283,500	323,100	398,200		
87	284,600	324,200	398,800		
88	285,700	325,400	399,500		
89	286,700	326,500	400,100		
90	287,500	327,600	400,800		
91	288,300	328,700	401,400		
92	289,100	329,800	402,000		
93	289,900	330,800	402,600		
94	290,600	331,800	403,300		
95	291,200	332,700	403,900		
96	291,800	333,700	404,500		
97	292,400	334,600	405,100		

	98		335,300	405,800			
	99		335,900	406,400			
	100		336,500	407,000			
	101		337,100	407,600			
	102		337,800	408,200			
	103		338,500	408,700			
	104		339,200	409,300			
	105		339,800	409,800			
	106		340,500				
	107		341,100				
	108		341,800				
	109		342,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		214,200	246,700	266,800	281,300	295,800	350,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	167,000	200,300	254,000	285,300	328,500	373,400
	2	168,600	201,700	255,500	287,200	330,700	376,000
	3	170,100	203,100	257,000	289,000	332,800	378,600
	4	171,700	204,500	258,500	290,800	335,000	381,200
	5	173,300	205,900	259,900	292,600	337,100	383,800
	6	175,000	207,500	261,400	294,400	339,200	386,300
	7	176,600	209,100	262,900	296,200	341,200	388,700
	8	178,200	210,700	264,400	298,000	343,200	391,100
	9	179,800	212,200	265,900	299,700	345,200	393,500
	10	181,400	213,700	267,500	301,400	347,300	395,900
	11	183,000	215,200	269,000	303,000	349,400	398,200
	12	184,600	216,700	270,500	304,600	351,500	400,600
	13	186,300	218,200	272,000	306,200	353,500	402,900
	14	188,000	219,800	273,600	308,100	355,700	405,000
	15	189,600	221,400	275,200	309,900	357,800	407,100
	16	191,200	223,000	276,800	311,800	360,000	409,200
	17	192,800	224,500	278,400	313,600	362,100	411,200
	18	194,500	226,200	280,000	315,500	364,300	413,300
	19	196,100	227,800	281,600	317,400	366,400	415,400
	20	197,800	229,500	283,200	319,300	368,600	417,500
	21	199,300	231,100	284,700	321,200	370,700	419,500
	22	201,000	232,700	286,500	323,100	372,900	421,200
	23	202,600	234,300	288,200	325,000	375,000	422,900
	24	204,200	235,900	290,000	326,900	377,200	424,600
	25	205,800	237,500	291,700	328,800	379,300	426,300
	26	207,400	239,000	293,500	331,000	381,300	427,800
	27	209,000	240,500	295,300	333,200	383,300	429,300
	28	210,600	242,000	297,100	335,400	385,300	430,800
	29	212,200	243,400	298,900	337,500	387,200	432,200
	30	213,800	244,900	300,700	339,600	389,100	433,700
	31	215,400	246,300	302,400	341,600	390,900	435,100
	32	217,000	247,700	304,200	343,600	392,800	436,600
	33	218,500	249,100	305,900	345,600	394,600	438,000
	34	220,200	250,600	307,700	347,700	396,500	439,500
	35	221,800	252,000	309,500	349,700	398,300	440,900
	36	223,400	253,400	311,300	351,800	400,100	442,400
	37	225,000	254,800	313,100	353,800	401,900	443,800
	38	226,600	256,300	314,800	355,900	403,600	445,200
	39	228,100	257,700	316,400	357,900	405,300	446,500
	40	229,700	259,100	318,100	359,900	407,000	447,800
	41	231,200	260,500	319,700	361,900	408,700	449,100
	42	232,800	261,900	321,300	364,000	410,200	450,000
	43	234,300	263,300	322,800	366,000	411,700	450,800
	44	235,900	264,700	324,400	368,000	413,200	451,700
	45	237,200	266,000	325,900	370,000	414,700	452,500
	46	238,700	267,400	327,500	372,000	416,200	453,400
47	240,100	268,800	329,100	374,000	417,700	454,300	

48	241,600	270,200	330,700	376,000	419,200	455,200
49	243,000	271,500	332,300	378,000	420,600	456,000
50	244,500	272,800	333,900	380,000	422,100	456,800
51	245,900	274,100	335,400	381,900	423,600	457,600
52	247,300	275,400	336,900	383,900	425,100	458,400
53	248,700	276,700	338,400	385,800	426,600	459,200
54	250,200	278,100	339,900	387,600	427,900	
55	251,600	279,400	341,300	389,400	429,200	
56	253,000	280,700	342,800	391,200	430,500	
57	254,400	282,000	344,200	392,900	431,800	
58	255,800	283,400	345,800	394,700	432,800	
59	257,100	284,800	347,300	396,400	433,700	
60	258,500	286,200	348,900	398,200	434,600	
61	259,800	287,600	350,400	399,900	435,500	
62	261,100	289,100	352,000	401,500	436,200	
63	262,400	290,500	353,500	403,100	437,000	
64	263,700	291,900	355,100	404,700	437,800	
65	264,900	293,300	356,600	406,300	438,600	
66	266,200	294,700	358,100	407,700	439,300	
67	267,500	296,100	359,500	409,100	440,000	
68	268,800	297,500	360,900	410,500	440,700	
69	270,100	298,900	362,300	411,900	441,300	
70	271,500	300,300	363,700	413,400	442,000	
71	272,800	301,600	365,100	414,800	442,600	
72	274,100	302,900	366,500	416,200	443,300	
73	275,400	304,100	367,800	417,600	443,900	
74	276,700	305,400	369,000	419,000		
75	277,900	306,700	370,200	420,300		
76	279,100	308,000	371,400	421,600		
77	280,300	309,200	372,500	422,900		
78	281,500	310,600	373,500	424,300		
79	282,600	312,000	374,400	425,600		
80	283,700	313,400	375,300	426,900		
81	284,800	314,700	376,200	428,200		
82	285,400	315,900	377,000	429,000		
83	286,000	317,100	377,800	429,800		
84	286,600	318,300	378,600	430,600		
85	287,200	319,400	379,400	431,300		
86		320,700	380,200	432,000		
87		321,900	381,000	432,600		
88		323,200	381,800	433,300		
89		324,400	382,600	433,900		
90		325,600	383,400			
91		326,700	384,100			
92		327,800	384,900			
93		328,900	385,600			
94		329,600	386,400			
95		330,200	387,100			
96		330,800	387,800			
97		331,400	388,500			

	98			389,300			
	99			390,000			
	100			390,700			
	101			391,400			
	102			392,200			
	103			392,900			
	104			393,700			
	105			394,400			
	106			395,200			
	107			395,900			
	108			396,700			
	109			397,400			
	110			398,200			
	111			398,900			
	112			399,600			
	113			400,300			
	114			401,000			
	115			401,600			
	116			402,200			
	117			402,800			
	118			403,400			
	119			404,000			
	120			404,600			
	121			405,100			
	122			405,800			
	123			406,400			
	124			407,000			
	125			407,600			
	126			408,200			
	127			408,700			
	128			409,300			
	129			409,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		232,600	260,100	271,000	281,700	303,800	343,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,400	236,600	270,300	299,400	333,300	353,900	394,600	446,800	504,700
	2	157,600	238,400	272,400	301,300	335,200	356,400	397,200	449,700	507,600
	3	158,700	240,100	274,500	303,200	337,000	358,800	399,800	452,500	510,500
	4	159,800	241,800	276,600	305,100	338,900	361,300	402,400	455,400	513,400
	5	160,900	243,500	278,600	307,000	340,700	363,700	404,900	458,200	516,200
	6	162,200	245,300	280,600	308,900	342,600	366,100	407,400	461,100	518,900
	7	163,500	247,000	282,600	310,800	344,400	368,500	409,900	463,900	521,600
	8	164,800	248,800	284,600	312,700	346,300	370,900	412,400	466,800	524,300
	9	166,100	250,500	286,500	314,500	348,100	373,300	414,800	469,600	527,000
	10	167,900	252,300	288,500	316,400	349,900	375,700	417,300	472,400	529,500
	11	169,600	254,000	290,400	318,200	351,600	378,100	419,800	475,200	531,900
	12	171,400	255,800	292,400	320,100	353,400	380,500	422,300	478,000	534,300
	13	173,100	257,500	294,300	321,900	355,100	382,900	424,700	480,700	536,700
	14	174,900	259,200	296,300	323,800	356,800	385,300	427,100	483,200	538,700
	15	176,600	260,900	298,200	325,600	358,500	387,700	429,500	485,700	540,700
	16	178,400	262,600	300,200	327,500	360,200	390,100	431,900	488,200	542,700
	17	180,100	264,300	302,100	329,300	361,900	392,500	434,200	490,700	544,600
	18	181,900	266,000	304,100	331,200	363,600	394,800	436,500	492,900	546,300
	19	183,600	267,700	306,000	333,000	365,300	397,000	438,800	495,100	548,000
	20	185,400	269,400	308,000	334,900	367,000	399,200	441,100	497,300	549,700
	21	187,100	271,100	309,900	336,700	368,600	401,400	443,400	499,500	551,300
	22	188,900	272,800	311,900	338,600	370,300	403,600	445,100	501,100	552,700
	23	190,700	274,500	313,800	340,400	372,000	405,700	446,800	502,600	554,100
	24	192,500	276,200	315,700	342,300	373,700	407,900	448,500	504,200	555,500
	25	194,300	277,900	317,600	344,100	375,300	410,000	450,200	505,700	556,800
	26	196,100	279,600	319,600	345,900	377,000	411,900	451,800	507,000	
	27	197,900	281,300	321,500	347,600	378,700	413,700	453,300	508,200	
	28	199,700	283,000	323,400	349,400	380,400	415,600	454,900	509,400	
	29	201,400	284,700	325,300	351,100	382,000	417,400	456,400	510,600	
	30	203,200	286,400	327,200	352,700	383,600	418,900	457,900	511,500	
	31	205,000	288,100	329,000	354,300	385,200	420,400	459,300	512,400	
	32	206,800	289,800	330,900	355,900	386,800	421,900	460,800	513,300	
	33	208,500	291,400	332,700	357,400	388,400	423,400	462,200	514,100	
	34	210,300	293,100	334,600	358,900	389,900	424,700	463,600	514,900	
	35	212,100	294,700	336,400	360,400	391,300	425,900	464,900	515,600	
	36	213,900	296,400	338,200	361,900	392,800	427,200	466,200	516,400	
	37	215,600	298,000	340,000	363,400	394,200	428,400	467,500	517,100	
	38	217,400	299,700	341,800	364,800	395,400	429,700	468,700		
	39	219,100	301,300	343,600	366,100	396,600	430,900	469,900		
	40	220,900	302,900	345,400	367,500	397,800	432,200	471,100		
	41	222,600	304,500	347,100	368,800	398,900	433,400	472,200		
	42	224,400	306,000	348,700	370,000	399,700	434,200	473,200		
	43	226,100	307,500	350,300	371,200	400,500	435,000	474,200		
	44	227,900	309,000	351,900	372,400	401,300	435,800	475,200		
	45	229,600	310,500	353,400	373,600	402,000	436,600	476,100		
	46	231,400	311,900	354,900	374,700	402,700	437,400	476,800		
	47	233,100	313,200	356,400	375,700	403,300	438,100	477,400		
	48	234,900	314,600	357,900	376,800	403,900	438,900	478,100		
	49	236,600	315,900	359,400	377,800	404,500	439,600	478,700		
50	238,400	317,300	360,800	378,700	405,200	440,200	479,400			

	51	240,100	318,600	362,100	379,500	405,800	440,800	480,000		
	52	241,800	320,000	363,500	380,400	406,400	441,400	480,700		
	53	243,500	321,300	364,800	381,200	407,000	442,000	481,300		
	54	245,300	322,700	366,000	382,000	407,600	442,600	482,000		
	55	247,000	324,000	367,200	382,800	408,200	443,100	482,600		
	56	248,700	325,300	368,400	383,600	408,800	443,700	483,200		
	57	250,400	326,600	369,600	384,400	409,400	444,200	483,800		
	58	252,100	327,900	370,700	385,200	409,800	444,700			
	59	253,800	329,200	371,700	385,900	410,100	445,200			
	60	255,500	330,500	372,800	386,700	410,500	445,700			
	61	257,200	331,700	373,800	387,400	410,800	446,200			
	62	258,900	332,600	374,700	388,100	411,200	446,700			
	63	260,600	333,500	375,500	388,800	411,500	447,200			
	64	262,300	334,400	376,400	389,500	411,900	447,700			
	65	263,900	335,300	377,200	390,200	412,200	448,100			
	66	265,600	336,100	378,000	390,900	412,600	448,600			
	67	267,200	336,900	378,800	391,500	412,900	449,000			
	68	268,800	337,700	379,600	392,200	413,300	449,400			
	69	270,400	338,500	380,300	392,800	413,600	449,800			
	70	272,100	339,300	381,100	393,400	414,000	450,200			
	71	273,700	340,000	381,900	393,900	414,300	450,600			
	72	275,300	340,800	382,700	394,500	414,600	451,000			
	73	276,900	341,500	383,400	395,000	414,900	451,400			
	74	278,300	342,300	384,100	395,500	415,200	451,800			
	75	279,600	343,000	384,800	396,000	415,500	452,100			
	76	281,000	343,700	385,500	396,500	415,800	452,500			
	77	282,300	344,400	386,200	397,000	416,100	452,800			
	78	283,300	345,200	386,900	397,500					
	79	284,300	345,900	387,500	398,000					
	80	285,300	346,600	388,100	398,500					
	81	286,200	347,300	388,700	398,900					
	82	287,000	347,900	389,300	399,400					
	83	287,800	348,400	389,900	399,800					
	84	288,600	348,900	390,500	400,200					
	85	289,400	349,400	391,000	400,600					
	86	290,100	349,900	391,500	401,000					
	87	290,700	350,400	392,000	401,400					
	88	291,300	350,900	392,500	401,800					
	89	291,900	351,400	393,000	402,200					
	90		351,900	393,500	402,600					
	91		352,400	394,000	402,900					
	92		352,900	394,500	403,200					
	93		353,400	394,900	403,500					
	94		353,900	395,400	403,800					
	95		354,400	395,800	404,100					
	96		354,900	396,200	404,400					
	97		355,300	396,600	404,700					
	98		355,800	397,000	405,000					
	99		356,200	397,400	405,300					
	100		356,700	397,800	405,600					
	101		357,100	398,200	405,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		214,500	242,600	265,500	268,700	288,600	304,700	325,600	359,500	408,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第4（第3条関係） ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表		別表第4（第3条関係） ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
4級	(1)・(2) [略] (3) 主幹の職務 (4) <u>総合調整幹、調整幹又は専門幹の職務</u> (5) 参与の職務	4級	(1)・(2) [略] (3) 主幹又は参与の職務
5級	(1) 課長の職務 (2)～(4) [略]	5級	(1) <u>課長又は課内室の室長の職務</u> (2)～(4) [略]
6級	(1) [略] (2) <u>区役所の部長又は室長（部の内部組織の室の室長を除く。）の職務</u> (3) [略]	6級	(1) [略] (2) <u>区役所の部長又は室長（課内室の室長を除く。）の職務</u> (3) [略]
[略]		[略]	
イ 医療職給料表(1)に係る等級別基準職務表		イ 医療職給料表(1)に係る等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
4級	(1) 病院の <u>診療部の部長又は所長の職務</u> (2)～(5) [略]	4級	(1) 病院の部長又は所長の職務 (2)～(5) [略]
[略]		[略]	
ウ 医療職給料表(2)に係る等級別基準職務表		ウ 医療職給料表(2)に係る等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
4級	(1)・(2) [略] (3) <u>調整幹又は専門幹の職務</u> (4) 参与の職務	4級	(1)・(2) [略]
[略]		[略]	
エ 医療職給料表(3)に係る等級別基準職務表		エ 医療職給料表(3)に係る等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	

4級	(1)・(2) [略] (3) <u>副看護師長又は教務主任の職務</u> (4) <u>主幹の職務</u> (5) <u>調整幹又は専門幹の職務</u> (6) <u>参与の職務</u>
[略]	
6級	(1)・(2) [略] (3) <u>副理事の職務</u> (4) [略] (5) [略]

オ 消防職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
5級	(1)・(2) [略] (3) <u>主幹の職務</u> (4) <u>総合調整幹、調整幹又は専門幹の職務</u> (5) <u>参与の職務</u>
6級	(1) [略] (2) <u>課長の職務</u> (3)・(4) [略]
[略]	

4級	(1)・(2) [略] (3) <u>主幹の職務</u> (4) <u>副看護師長又は教務主任の職務</u>
[略]	
6級	(1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略]

オ 消防職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
5級	(1)・(2) [略] (3) <u>主幹又は参与の職務</u>
6級	(1) [略] (2) <u>課長又は課内室の室長の職務</u> (3)・(4) [略]
[略]	

(さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 技能職員で常時勤務を要するもの及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、	(給与の種類) 第3条 技能職員で常時勤務を要するもの及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、

夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この号及び第3号において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この号及び第3号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) [略]

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の2 第6条、第8条、第17条及び第18条の規定は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。
(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の特例)
- 2 職員（さいたま市職員の給与に関する条例附則第33項に掲げる職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、同条例附則第32項の例により、市長が別に定める。

夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) [略]

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第23条の2 第6条、第8条、第17条及び第18条の規定は、法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第12条 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手当及び手当相当報酬) 第6条 [略] 2 [略] 3 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。	(手当及び手当相当報酬) 第6条 [略] 2 [略] 3 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける常勤職員（給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員及び同条第3項の規定の適用を受ける再任用職員を除く。）に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

(さいたま市職員退職手当条例の一部改正)

第13条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する一般職の職員のうち常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第16条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第16条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する一般職の職員のうち常時勤務に服することを要する職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

(退職手当の調整額)

第10条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の

(1)~(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

(退職手当の調整額)

第10条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の

初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第11条第4項において「休職月等」という。）のうち市長が定めるものを除く。）ごと

に当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

（勤続期間の計算）

第11条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、法第28条の6第1項の規定による退職（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつ

初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めるものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち市長が定めるものを除く。）ごと

に当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

（勤続期間の計算）

第11条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、法第28条の2第1項の規定による退職（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつ

ては、1年未満)の退職に係る端数は、これを1年とする。

8・9 [略]

(失業者の退職手当)

第16条 [略]

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) [略]

3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準じるものとして規則で定める職員が規則で定め

ては、1年未満)の退職に係る端数は、これを1年とする。

8・9 [略]

(失業者の退職手当)

第16条 [略]

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) [略]

3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」とする。

るところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明

5～10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明

らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、

らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、

第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の

第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の

退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用するさいたま市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職

額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用するさいたま市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職

手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

1～7 [略]

- 8 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった者（継続適用職員を除く。）で、昭和62年3月31日に日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員として在職したものが、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 9 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった者（継続適用職員を除く。）で、平成10年10

手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

1～7 [略]

- 8 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった者（継続適用職員を除く。）で、昭和62年3月31日に日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員として在職したものが、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 9 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった者（継続適用職員を除く。）で、平成10年10

月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職するもの（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条まで及び附則第17項から第24項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。

11 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2及び附則第20項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

12 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第18項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。

13～15 [略]

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

17 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同

月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職するもの（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。

11 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

12 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。

13～15 [略]

16 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第17項」とする。

18 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

20 さいたま市職員の給与に関する条例附則第32項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条本文中「定年に達した日」とあるのは「定年(附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長の定める年齢とする。)に達した日」と、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長の定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

22 当分の間、第6条第1項に規定する者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)及びこれに準じる他の法令の規定により退

職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第7条の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第19項第1号に掲げる職員	65歳
附則第19項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢

23 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生じることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生じることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後その

者の非違によることなく退職（第11条第7項ただし書に規定する退職を除く。）した場合における当該者に対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「法第28条の6第1項の規定による退職（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の退職に係る端数」とあるのは、「その者の非違によらない退職に係る6月以上の端数」とする。ただし、定年の定めのない職を退職した者については、この限りでない。

（さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第14条 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年さいたま市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 〔略〕 (経過措置)	1 〔略〕 (経過措置)
2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後のさいたま市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前のさいたま市職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第4条から第7条まで、第10条及び附則第10項から第12項まで並びに附則	2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後のさいたま市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前のさいたま市職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第4条から第7条まで、第10条及び附則第10項から第12項まで並びに附則

第10項の規定による改正前のさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年さいたま市条例第68号。以下この項及び附則第4項において「一部改正条例」という。）附則第11項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、さいたま市職員退職手当条例第3条の2から第7条まで及び第10条から第10条の5まで並びに附則第10項から第12項まで、附則第6項、附則第7項並びに一部改正条例附則第11項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 [略]

第10項の規定による改正前のさいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年さいたま市条例第68号。以下この項及び附則第4項において「一部改正条例」という。）附則第11項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第3条の2から第7条まで及び第10条から第10条の5まで並びに附則第10項から第12項まで、附則第6項、附則第7項並びに一部改正条例附則第11項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 [略]

（さいたま市職員の再任用に関する条例の廃止）

第15条 さいたま市職員の再任用に関する条例（平成13年さいたま市条例第302号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条中第16条第4項及び第11項並びに附則第8項、第9項及び第16項の改正並びに附則第22項、第38項及び第39項の規定は公布の日から、第13条中第2条第2項及び第16条第2項の改正並びに附則第37項の規定は令和5年1月1日から施行する。
- 2 第13条の規定による改正後のさいたま市職員退職手当条例（以下この項及び附則第36項から第38項までにおいて「改正後の退職手当条例」という。）附則第16項の規定は令和4年4月1日から、改正後の退職手当条例第16条第4項の規

定は同年7月1日から適用する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 3 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前のさいたま市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後のさいたま市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 5 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第3項の規定による勤務

について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(次項並びに附則第8項、第11項及び第12項において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は附則第11項若しくは第12項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の総合評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合におい

て、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第21項において同じ。)に達している者(新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 3 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職)

1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢)

1 5 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職)

1 6 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢)

17 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6項から第13項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者)

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員)

20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

21 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌

年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

2.2 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2.3 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用される職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2.4 附則第6項又は第7項の規定により採用される職員に対する第4条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関

する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用される職員を除く。）」とする。

（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

25 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）は、第8条の規定による改正後のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

26 第10条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第32項から第38項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

27 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第4条第13項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるさいたま市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

28 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

29 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定

年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさいたま市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

30 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第15条第2項及び第19条第2項の規定を適用する。

31 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第27条第3項の規定を適用する。

32 改正後の給与条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

33 さいたま市職員の給与に関する条例第4条第8項及び第10項から第12項まで、第9条から第11条まで、第12条第4項、第13条並びに第14条並びに改正後の給与条例第4条第3項から第5項まで、第7項及び第9項並びに第31条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

34 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第8条、第17条及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

35 令和14年3月31日までの間、第12条の規定による改正後のさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員を除く。」とあるのは、「給与条例第27条第2項に規定する特定管理職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。」とする。

（さいたま市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

36 暫定再任用職員に対する改正後の退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

37 改正後の退職手当条例第2条第2項及び第16条第2項の規定は、令和5年1月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

38 改正後の退職手当条例第16条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（その他の経過措置の市長又は市人事委員会への委任）

39 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は市人事委員会が別に定める。